

建築士事務所の名称変更

建築士事務所の開設者は、事務所名称の変更があった場合、2週間以内に変更届を提出してください。(建築士法第 23 条の 5)

■申請に必要な書類 <正・副2部(副本はコピー可)提出>

①建築士事務所登録事項変更届(様式3)

②添付書類

●個人の場合

・なし

●法人の場合

・商業登記:登記事項証明書『履歴事項全部証明書』原本を正本に添付。
副本は写しでも可。登記事項証明書は、3ヶ月以内に発行されたもの。

■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町 124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

届出書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、変更通知書及び変更届出書(副本)の**返信用封筒(切手貼付)も同封の上**、提出してください。